

第2期鳥取県議会事務局 障がい者活躍推進計画

機関名	鳥取県議会事務局
任命権者	鳥取県議会議長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
鳥取県議会事務局における障がい者雇用に関する課題	鳥取県議会事務局においては、職員総数が30名程度の小規模な機関であり、これまで障がい者を含めた採用等は、知事部局の人事所管課が行っている。 このため、障がい者の採用等を前提とした組織的な体制整備については特段行っていない。
目標	
①採用に関する目標	○職員に対し、障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	○障がい者である職員が配置された場合、関係する職員に対し、障がい者の特性を理解し、対応等について学ぶ研修会を知事部局と連携するなどして年1回実施し、働きやすい職場環境整備に取り組む。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として、県議会事務局長を選任する。 ○人事異動等により、当事務局に障がい者を有する職員が配置される場合、知事部局が設置した障がい者雇用推進チームや障がい者職業生活相談員と連携し、職員本人や所属職場に対する支援を行う。 ○職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための研修を広く受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○人事異動等により当事務局に障がい者を有する職員が配置される場合や、身体障がい等により、従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、知事部局の人事所管課とも連携し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。